

特定非営利活動法人くまっこクラブふくい定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人くまっこクラブふくいという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市加茂河原1丁目2番12号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、障害を抱える人たちとその家族が地域で当たり前に生活していくことを支援し、障害のある子どもたちの放課後健全育成を図ると共に、障害のある人たちの社会参加の促進を図るための活動を行い、共生社会の実現と福祉増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補

充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）
その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号および第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金および会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 46 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なけ

ればならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、福井市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	野路 竜敏
副理事長	北出 久幸
理事	三田 安子
同	小川 勝
同	惣宇利俊輔
同	五十嵐 信雄

監事	伊坂 公一
----	-------

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	10,000円	年会費	0円
(2) 賛助会員	入会金	0円	年会費	3,000円（一口）

附 則

- 1 この定款は、令和2年9月30日より施行する。
- 1 この定款は、令和 年 月 日より施行する。

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人くまっこクラブふくい

1 事業実施の方針

この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を実施し、障害児・者が地域とつながりながら、日中活動による集団活動や個別活動、夜間の共同生活による社会的自立や生活レベルの向上、余暇活動による地域生活の充実を基盤に一人一人が成長していく支援を行う。学童期の放課後等デイサービス事業では、学校や家庭と連携しながら、「個別支援計画」に基づいた個別の支援と、遊びや外出など集団活動による支援を行う。日中一時支援事業では、地域での安心できる居場所としての役割だけでなく、青年期、成人期の主に知的障害者が様々な経験を広げながら社会と出会う余暇活動を行う。生活介護事業では、「個別支援計画」に基づき、重度知的障害者の成人の「仕事」「余暇活動」の2本柱での活動を中心に健康面の援助など個々のニーズに沿った支援を行う。共同生活援助事業では、「個別支援計画」に基づき、安心できる暮らしの場を提供し、保護者からの自立を含め社会的自立を促す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	支出見込額(千円)
(1) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための個別支援計画に基づき日中活動を支援する。(生活介護)	令和7年4月～令和8年3月	くまっこクラブふくい事業所	7名	福井市の障害者15名	48,233
	障害者が日常生活や社会生活上の支援を受けながら共同生活を送る。(共同生活援助)	令和7年4月～令和8年3月	くまっこクラブふくい事業所	3名	福井市の障害者7名	15,050

	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間夜間も受け入れ、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な支援をする。(短期入所)	令和7年4月～令和8年3月	くまっこクラブふくい事業所	2名	福井市・坂井市・あわら市・越前町の障害児者 65名	1,714
(2) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	15歳以上の障害児、障害者の土日、祝日の余暇支援、生活支援を行う。(日中一時支援事業)	令和7年4月～令和8年3月	くまっこクラブふくい事業所	3名	福井市・坂井市・あわら市・越前町の障害児者 30名	3,421
	障害児者の外出時における移動の介護援助する(移動支援)	令和7年4月～令和8年3月	利用者の居住区	3名		
(3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	個別支援計画に基づく、障害児の放課後および長期休暇中の療育(放課後等デイサービス)	令和7年4月～令和8年3月	くまっこクラブふくい事業所	8名	福井市・坂井市・あわら市・越前市の障害児 36名	45,612

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人くまっこクラブふくい

1 事業実施の方針

この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を実施し、障害児・者が地域とつながりながら、日中活動による集団活動や個別活動、夜間の共同生活による社会的自立や生活レベルの向上、余暇活動による地域生活の充実を基盤に一人一人が成長していく支援を行う。学童期の放課後等デイサービス事業では、学校や家庭と連携しながら、「個別支援計画」に基づいた個別の支援と、遊びや外出など集団活動による支援を行う。日中一時支援事業では、地域での安心できる居場所としての役割だけでなく、青年期、成人期の主に知的障害者が様々な経験を広げながら社会と出会う余暇活動を行う。生活介護事業では、「個別支援計画」に基づき、重度知的障害者の成人の「仕事」「余暇活動」の2本柱での活動を中心に健康面の援助など個々のニーズに沿った支援を行う。共同生活援助事業では、「個別支援計画」に基づき、安心できる暮らしの場を提供し、保護者からの自立を含め社会的自立を促す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	支出見込額(千円)
(1) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための個別支援計画に基づき日中活動を支援する。(生活介護)	令和8年4月～令和9年3月	くまっこクラブふくい事業所	7名	福井市の障害者15名	50,753
	障害者が日常生活や社会生活上の支援を受けながら共同生活を送る。(共同生活援助)	令和8年4月～令和9年3月	くまっこクラブふくい事業所	3名	福井市の障害者7名	15,342

	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間夜間も受け入れ、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な支援をする。(短期入所)	令和8年4月～令和9年3月	くまっこクラブふくい事業所	3名	福井市・坂井市・あわら市・越前町の障害児者 65名	2,361
(2) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	15歳以上の障害児、障害者の土日、祝日の余暇支援、生活支援を行う。(日中一時支援事業)	令和8年4月～令和9年3月	くまっこクラブふくい事業所	3名	福井市・坂井市・あわら市・越前町の障害児者 30名	3,540
	障害児者の外出時における移動の介護援助する(移動支援)	令和8年4月～令和9年3月	利用者の居住区	3名		
(3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	個別支援計画に基づく、障害児の放課後および長期休暇中の療育(放課後等デイサービス)	令和8年4月～令和9年3月	くまっこクラブふくい事業所	8名	福井市・坂井市・あわら市・越前市の障害児 36名	46,035

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人くまっこクラブふくい
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	0	
.....		30,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	800,000	
.....		800,000
4 事業収益		
放課後等デイサービス事業収益	51,000,000	
生活介護事業収益	54,000,000	
日中一時支援事業収益	3,800,000	
共同生活援助	16,925,019	
短期入所	1,728,000	
.....		127,453,019
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	600,000	
.....		600,000
経常収益計		128,883,019
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	64,500,000	
賞与	14,000,000	
法定福利費	11,000,000	
福利厚生費	1,300,000	
.....		
人件費計	90,800,000	
(2) その他経費		
研修費	300,000	
減価償却費	8,500,000	
修繕費	500,000	
消耗什器備品費	1,250,000	
消耗品費	700,000	
光熱水道費	2,300,000	
旅費交通費	30,000	
租税公課	180,000	
通信費	640,000	
交際費	10,000	
保険料	900,000	
車両費	1,400,000	
食糧費	3,570,000	
教養娯楽費	100,000	
指導訓練費	700,000	
地代家賃	350,000	
支払利息	700,000	
雑費	1,100,000	
.....		
その他経費計	23,230,000	
事業費計		114,030,000
2 管理費		
(1) 人件費		
.....		0
人件費計		0
(2) その他経費		
広報費	50,000	
減価償却費	430,000	
会議費	10,000	
修繕費	10,000	
消耗什器備品費	60,000	
消耗品費	50,000	
光熱水道費	120,000	
旅費交通費	90,000	
租税公課	300,000	
保険料	110,000	
通信費	60,000	
地代家賃	30,000	
貸借料	300,000	
交際費	230,000	
雑費	1,300,000	
支払利息	70,000	
.....		
その他経費計	3,220,000	
管理費計		3,220,000
経常費用計		117,250,000
当期経常増減額		11,633,019
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
.....		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
.....		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		11,633,019
前期繰越正味財産額		136,182,897
次期繰越正味財産額		147,815,916

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和7年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

科 目		金 額 (単位：千円)	算出根拠(単位：千円)	
経 常 収 入 の 部	会費・入会金収入	30	入会金 @10,000×3人=30	
	事 業 収 入	①生活介護事業収入	54,000	月4,500×12か月=54,000
		②共同生活援助事業収入	16,925	月1,410.4×12か月=16,925
		③短期入所事業収入	1,728	月144×12か月=1,728
		④日中一時支援・移動支援事業収入	3,800	月316.7×12か月=3,800
		⑤放課後等デイサービス事業収入	51,000	月4,250×12か月=51,000
	補助金・助成金収入	800	福井県赤い羽根共同募金、福井県まごころ基金	
	寄付金収入	0		
	雑収入	600		
経常収入(A)	128,883			
経 常 支 出 の 部	事 業 費	①生活介護事業費	48,233	人件費38,408 減価償却費3595 消耗什器備品費528 研修費127 修繕費212、食糧費1510、地代家賃148 消耗品費296 水道光熱費972 保険料381、車両費592、教養娯楽費42、支払利息296 旅費交通費13、租税公課76、通信費271、交際費5、指導訓練費296、雑費465
		②共同生活援助事業費	15,050	人件費11,986 減価償却費1122、消耗什器備品費165、研修費39、修繕費66、食糧費471、地代家賃46 消耗品費92、水道光熱費304、保険料119、車両費185、教養娯楽費13、支払利息92 旅費交通費4、租税公課24、通信費84、交際費1、指導訓練費92、雑費145
		③短期入所事業費	1,714	人件費1,362 減価償却費128 消耗什器備品費19、研修費5、修繕費7、食糧費54、地代家賃5 消耗品費11、水道光熱費35、保険料13、車両費21、教養娯楽費2、支払利息11 旅費交通費0、租税公課5、通信費10、交際費0、指導訓練費11、雑費17
		④日中一時支援・移動支援事業費	3,421	人件費2,724 減価償却費255 消耗什器備品費38、研修費9、修繕費15、食糧費107、地代家賃11 消耗品費21、水道光熱費69、保険料27、車両費42、教養娯楽費3、支払利息21 旅費交通費1、租税公課5、通信費19、交際費0、指導訓練費21、雑費33
		⑤放課後等デイサービス事業費	45,612	人件費36,320 減価償却費3400 消耗什器備品費500 研修費120 修繕費200 食糧費1428 地代家賃140 消耗品費280 水道光熱費920 保険料360 車両費560、教養娯楽費40、支払利息280 旅費交通費12、租税公課72、通信費256、交際費4、指導訓練費280、雑費440
		事業費計	114,030	
	管 理 費	給料手当	0	
		広報費	50	ホームページ作成・更新料
		会議費	10	弁当代、飲み物代
		旅費交通費	90	研修交通費20、ガソリン代20、JR代50
		通信費	60	月5×12か月=60
		消耗什器備品費	60	机、椅子、パソコンなど
		消耗品費	50	消毒関係消耗品、紙代など
		修繕費	10	
		光熱水料費	120	月10×12ヶ月=120
		地代家賃	30	畑地代、駐車場代
		賃借料	300	コピー機150、電話機リース代150
		保険料	110	業務災害保険、火災保険、自動車保険、損害補償保険など
		減価償却費	430	建物、車両など
		租税公課	300	自動車税280、印紙代20など
交際費	230	お土産代5×46回		
予備費(雑費)	1,300	社労士顧問料、税理士顧問料		
支払利息	70			
管理費計	3,220			
経常支出合計(B)=事業費+管理費	117,250			
経常収支差額(C)=(A)-(B)	11,633			
前期繰越正味財産額	136,182			
次期繰越正味財産額	147,815			

※各事業ごとの収入・支出根拠計算を記入して下さい。
 ※事業費と管理費の区分をして下さい。
 ※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入して下さい。

年

令和8年度 活動予算書
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人くまっこクラブふくい
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
.....		0
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	800,000	
.....		800,000
4 事業収益		
放課後等デイサービス事業収益	49,000,000	
生活介護事業収益	55,000,000	
日中一時支援事業収益	3,800,000	
共同生活援助	16,925,019	
短期入所	1,728,000	
.....		126,453,019
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	600,000	
.....		600,000
経常収益計		127,853,019
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	67,500,000	
賞与	15,000,000	
法定福利費	11,000,000	
福利厚生費	1,300,000	
.....		
人件費計	94,800,000	
(2) その他経費		
研修費	300,000	
減価償却費	8,500,000	
修繕費	500,000	
消耗什器備品費	1,250,000	
消耗品費	700,000	
光熱水道費	2,300,000	
旅費交通費	30,000	
租税公課	180,000	
通信費	640,000	
交際費	11,000	
保険料	900,000	
車両費	1,400,000	
食糧費	3,570,000	
教養娯楽費	100,000	
指導訓練費	700,000	
地代家賃	350,000	
支払利息	700,000	
雑費	1,100,000	
.....		
その他経費計	23,231,000	
事業費計		118,031,000
2 管理費		
(1) 人件費		
.....		0
人件費計		0
(2) その他経費		
広報費	50,000	
減価償却費	430,000	
会議費	10,000	
修繕費	10,000	
消耗什器備品費	60,000	
消耗品費	50,000	
光熱水道費	120,000	
旅費交通費	90,000	
租税公課	300,000	
保険料	110,000	
通信費	60,000	
地代家賃	30,000	
賃借料	300,000	
交際費	230,000	
雑費	1,300,000	
支払利息	70,000	
.....		
その他経費計	3,220,000	
管理費計		3,220,000
経常費用計		121,251,000
当期経常増減額		6,602,019
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
.....		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
.....		0
経常外費用計		
当期正味財産増減額		6,602,019
前期繰越正味財産額		147,815,916
次期繰越正味財産額		154,417,935

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

科 目		金 額 (単位：千円)	算出根拠(単位：千円)	
経 常 収 入 の 部	会費・入会金収入	0		
	事 業 収 入	①生活介護事業収入	55,000	月4,583.3×12か月=55,000
		②共同生活援助事業収入	16,925	月1410.4×12か月=16,925
		③短期入所事業収入	1,728	月144×12か月=1,728
		④日中一時支援・移動支援事業収入	3,800	月316.7×12か月=3,800
		⑤放課後等デイサービス事業収入	49,000	月4,083.3×12か月=49,000
	補助金・助成金収入	800	福井県赤い羽根共同募金、福井県まごころ基金	
	寄付金収入	0		
	雑収入	600		
経常収入(A)	127,853			
経 常 支 出 の 部	事 業 費	①生活介護事業費	50,753	人件費40,764 減価償却費3,655 消耗什器備品費538 研修費129 修繕費215 食糧費1535 地代家賃150 消耗品費301 水道光熱費989 保険料387 車両費602 教養娯楽費43 支払利息301 旅費交通費13、租税公課77、通信費275、交際費5、指導訓練費301、雑費473
		②共同生活援助事業費	15,342	人件費12,324 減価償却費1,105、消耗什器備品費162、研修費39、修繕費65、食糧費464、地代家賃45 消耗品費91、水道光熱費299、保険料117、車両費182、教養娯楽費13、支払利息91 旅費交通費4、租税公課23、通信費83、交際費1、指導訓練費91、雑費143
		③短期入所事業費	2,361	人件費1,896 減価償却費170 消耗什器備品費25、研修費6、修繕費10、食糧費71、地代家賃7 消耗品費14、水道光熱費46、保険料18、車両費28、教養娯楽費2、支払利息14 旅費交通費0、租税公課5、通信費13、交際費0、指導訓練費14、雑費22
		④日中一時支援・移動支援事業費	3,540	人件費2,844 減価償却費255 消耗什器備品費37、研修費9、修繕費15、食糧費107、地代家賃11 消耗品費21、水道光熱費69、保険料27、車両費42、教養娯楽費3、支払利息21 旅費交通費1、租税公課5、通信費19、交際費0、指導訓練費21、雑費33
		⑤放課後等デイサービス事業費	46,035	人件費36,972 減価償却費3,315 消耗什器備品費488 研修費117 修繕費195 食糧費1393 地代家賃137 消耗品費273 水道光熱費897 保険料351 車両費546 教養娯楽費39 支払利息273 旅費交通費12、租税公課70、通信費250、交際費5、指導訓練費273、雑費429
		事業費計	118,031	
	管 理 費	給料手当	0	
		広報費	50	ホームページ作成・更新料
		会議費	10	弁当代、飲み物代
		旅費交通費	90	研修交通費20、ガソリン代20、JR代50
		通信費	60	月5×12か月=60
		消耗什器備品費	60	机、椅子、パソコンなど
		消耗品費	50	消毒関係消耗品、紙代など
		修繕費	10	
		光熱水料費	120	月10×12ヶ月=120
		地代家賃	30	畑地代、駐車場代
		賃借料	300	コピー機150、電話機リース代150
		保険料	110	業務災害保険、火災保険、自動車保険、損害補償保険など
		減価償却費	430	建物、車両など
		租税公課	300	自動車税280、印紙代20など
交際費	230	お土産代5×46回		
予備費(雑費)	1,300	社労士顧問料、税理士顧問料		
支払利息	70			
管理費計	3,220			
経常支出合計(B)=事業費+管理費	121,251			
経常収支差額(C)=(A)-(B)	6,602			
前期繰越正味財産額	147,815			
次期繰越正味財産額	154,417			

※各事業ごとの収入・支出根拠計算を記入して下さい。
 ※事業費と管理費の区分をして下さい。
 ※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入して下さい。